

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

(TEL

)

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 地区名								
2 行為の場所		鈴鹿市						
3 行為の着手予定日		年 月 日		4 行為の完了予定日		年 月 日		
5 設 計 又 は 施 行 方 法	(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m <sup>2</sup>			
	(2) 建築物の建築又は 工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)						
		(ロ) 設計	届出部分		届出以外の部分		合計	
			(i) 敷地面積				m <sup>2</sup>	
			(ii) 建築又は建設面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			(iii) 延べ面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		(iv) 地盤面から最高の軒高まで m		(v) 用途				
	地盤面から最高の建物高まで m		(vi) かき又はさくの構造					
	(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積		m <sup>2</sup>			
			(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容						
(5) 木竹の伐採		伐採面積		m <sup>2</sup>				

【備考】

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

項目	地区内区分	用途	最小敷地	壁面	高さ	かきさく		
確認								

太枠内は記入しないでください。